

高知大学教育学部附属中学校規則

平成 24 年 3 月 14 日
規則 第 75 号

最終改正 令和 2 年 5 月 8 日規則第 1 号

高知大学教育学部附属中学校校則（平成 16 年規則第 189 号）の全部を改正する。

第 1 章 目的

（目的）

第 1 条 高知大学教育学部附属中学校（以下「附属中学校」という。）は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）その他関係法令に基づき、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等普通教育を施すとともに、高知大学教育学部における教育の理論及び方法の研究と実証並びに学生の教育実習を行うことを目的とする。

第 2 章 修業年限、学年、学期及び休業日

（修業年限）

第 2 条 附属中学校の修業年限は 3 年とする。

（学年）

第 3 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期）

第 4 条 学年を分けて、次の 3 学期とする。

- (1) 第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
- (2) 第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

（休業日）

第 5 条 附属中学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (4) 学年始め休業 4 月 1 日から 4 月 8 日まで
- (5) 夏季休業 7 月 21 日から 8 月 31 日まで
- (6) 冬季休業 12 月 21 日から翌年 1 月 7 日まで
- (7) 学年末休業 3 月 21 日から 3 月 31 日まで

2 校長は、必要があると認める場合は、教育学部長の承認を得て、前項第4号から第7号までに規定する休業日について変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

(振替授業)

第6条 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があると認めるときは、あらかじめ教育学部長に届け出の上、授業日と休業日を振り替えることができる。

(非常変災等による臨時休業)

第7条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、校長は、その事由及び期間を速やかに教育学部長に報告しなければならない。

第3章 教育方針等、教育課程及び授業時数

(教育方針等)

第8条 校長は、毎学年の始めに教育方針、教育計画の概要その他附属中学校の管理運営に関する事項を定める。

(教育課程)

第9条 教育課程は、学習指導要領の定める基準により校長が編制する。

(授業時数)

第10条 各教科等の授業時数は、関係法令に準拠して校長が定める。

第4章 成績の評価及び課程の修了等の認定

(成績の評価)

第11条 生徒の成績を評価する基準及びその方法は、校長が定める。

(課程の修了等の認定)

第12条 各学年の課程の修了又は卒業は、学年の終わりに平素の成績を評価して認定する。

第5章 学級編制

(学級編制及び学級定員)

第13条 附属中学校の学級編制は、次のとおりとする。

普通学級 12学級

2 学級定員は、35人とする。

第6章 職員組織

(職員組織)

第14条 附属中学校に次の職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 主幹教諭
- (4) 教諭
- (5) 養護教諭
- (6) 事務職員
- (7) 用務員

2 附属中学校に部内措置として、副校長を補佐する教頭（以下「部内教頭」という。）を置くことができる。

3 部内教頭は校長が指名し、教育学部長に報告するものとする。

4 校長、副校長、部内教頭の職務内容及び専決事項については別に定める。

5 第1項及び第2項に定める者のほか、必要な職員を置くことができる。

（職員会議）

第15条 附属中学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

3 前2項に定めるもののほか、職員会議に関し必要な事項は、校長が定める。

（校務処理の組織及び運営）

第16条 校長は、毎学年の始めに校務の処理組織及び運営に関する事項を定め、学校の管理運営の能率的かつ合理的な遂行を図るものとする。

2 校長は、別に定めのあるものを除き、前項の校務の分掌を所属職員に命ずるものとする。

3 附属中学校に、調和のとれた学校運営を行うため、教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任及び生徒指導主事を置くことができる。

（校長等の職務代理）

第17条 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

2 部内教頭（部内教頭が置かれていない場合は主幹教諭）は、副校長に事故があるときはその職務を代理し、副校長が欠けたときはその職務を行う。

第7章 学校評議員

(学校評議員)

第 18 条 校長は、学校運営上必要と認めるときは、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は若干名とし、本学の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により学長が委嘱する。

4 学校評議員の委嘱期間は、委嘱の日から、同日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委嘱の際現に委嘱されている学校評議員があるときの新たに委嘱される学校評議員の任期の末日は、その委嘱の際現に委嘱されている学校評議員の委嘱期間満了の日とする。

5 学校評議員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

6 前 5 項に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第 8 章 施設、設備等の管理

(施設、設備等の管理)

第 19 条 校長は、学校の施設、設備及び備品を常に良好な状態に保持するよう努めなければならない。

第 9 章 入学、転学、退学、休学、復学及び卒業

(入学の資格)

第 20 条 附属中学校に入学できる者は、小学校を卒業した者とする。

(入学の出願手続)

第 21 条 入学を志願する者は、所定の入学願書に国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則（平成 16 年規則第 83 号）に定める検定料を添えて期日までに提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。

(入学の許可)

第 22 条 校長は、前条の入学志願者につき附属中学校の定める選抜方法に基づいて選考を行い、入学を許可すべき者を定める。

(誓約書)

第 23 条 入学を許可された者の保護者は、期日までに保証人連署の誓約書を提出しなければならない。

(保証人)

第 24 条 前条に定める保証人は 1 人とし、独立の生計を営む者でなければならない。

2 保証人は、その生徒の在学中の事柄に関して、保護者とともに責任を負うものとする。

(転入学)

第 25 条 転入学を志望する者があるときは、生徒定員に欠員のある場合に限り、選考の上
転入学を許可することがある。

(転学)

第 26 条 生徒が他の学校に転学しようとするときは、その保護者は、理由を詳記した転学
願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

第 27 条 生徒が退学をしようとするときは、その保護者は、理由を詳記した退学願を校長
に提出し、その許可を受けなければならない。

(休学)

第 28 条 生徒が病気その他のやむを得ない理由のため、3 か月以上にわたり、就学困難と
認められるときは、その保護者は理由を詳記した休学願を提出し、校長の許可を受けな
ければならない。

2 病気等のため就学することが適当でない認められる生徒に対しては、校長は、期間
を定めて休学を命ずることができる。

(復学)

第 29 条 休学期間中にその理由がやんだときは、保護者から願い出て、校長の許可を受け、
復学することができる。

(卒業)

第 30 条 附属中学校の全課程を修了した者には、校長は、卒業証書を授与する。

第 10 章 賞罰

(ほう賞)

第 31 条 学業その他において他の生徒の模範と認められ、特に推賞に値する生徒があると
きは、校長は、これをほう賞することがある。

(懲戒)

第 32 条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し訓告の処分を行うことが
ある。

2 次の各号の一に該当する生徒に対しては、校長は、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 11 章 雑則

(表簿)

第 33 条 附属中学校においては、次の表簿を備えなければならない。

- (1) 学校沿革誌
- (2) 卒業証書授与台帳
- (3) 指導要録
- (4) 学校管理に関する各種日誌
- (5) 学校要覧
- (6) 生徒の出席月計表及び出席年計表

2 前項の第 1 号及び第 2 号の表簿は永年、第 3 号の表簿は 20 年及びその他の表簿は 3 年
の間保存しなければならない。

(学校要覧)

第 34 条 学校要覧は、附属中学校の沿革、教育目標、教育方針、教育課程表、重要な年間の
の行事予定、附属中学校の運営機構及び校務分掌、その他事項を記載し 5 月 31 日までに
作成するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 高知大学教育学部附属中学校における部内教頭に関する内規(平成 16 年規則第 190 号)
は、廃止する。
- 3 第 13 条第 2 項に定める学級定員は、同条の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成
25 年度までは、次のとおりとする。

学 年	平成 24 年度	平成 25 年度
第 1 学年	35	35
第 2 学年	40	35
第 3 学年	40	40

附 則（平成 28 年 1 月 13 日規則第 62 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前から委嘱されている学校評議員は、この規則により委嘱されたものとみなす。

附 則（令和 2 年 5 月 8 日規則第 1 号）

この規則は、令和 2 年 5 月 8 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。